

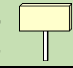
■屋外広告物規制（素案）

■ベース規制

屋上 	第1種区域（中高層住居専用地域）			第2種区域（その他の用途地域）			第3種区域（商業系用途地域）		
	縦幅	横幅	その他	縦幅	横幅	その他	縦幅	横幅	その他
現行	建物高さの1/3	建物の幅	-	建物高さの2/3	建物の幅	-	建物高さの2/3	建物の幅	-
規制案	建物高さの1/5	建物の幅	外壁から突出禁止 支柱等も縦幅に含む	建物高さの1/5	建物の幅	外壁から突出禁止 支柱等も縦幅に含む	建物高さの1/3	建物の幅	外壁から突出禁止 支柱等も縦幅に含む

壁面 	縦幅	横幅	その他	縦幅	横幅	その他	縦幅	横幅	その他
	現行	建物高さの1/2	建物の幅	-	建物高さ	建物の幅	-	建物高さ	建物の幅
規制案	建物高さの1/2	建物の幅	総量1/5（1壁面） 突出禁止	建物高さの1/2	建物の幅	総量1/5（1壁面） 突出禁止	建物高さ	建物の幅	総量1/3（1壁面） 突出禁止

突出 	上端	突出幅	地上からの高さ	上端	突出幅	地上からの高さ	上端	突出幅	地上からの高さ
	現行	-	-	-	-	-	-	-	-
規制案	取付壁面の上端	敷地から1.0m	最下端まで4.7m 歩道上は2.5m	取付壁面の上端	敷地から1.0m	最下端まで4.7m 歩道上は2.5m	取付壁面の上端	敷地から1.0m	最下端まで4.7m 歩道上は2.5m

地上 	高さ	面積		高さ	面積		高さ	面積	
	現行	-	-		-	-		-	-
規制案	10m	1基あたり20㎡ (片面の場合は1基あたり10㎡)		15m	1基あたり30㎡ (片面の場合は1基あたり15㎡)		15m	1基あたり40㎡ (片面の場合は1基あたり20㎡)	

※禁止区域（第1種及び第2種低層住居専用地域）では、適用除外規定に該当する場合を除き、掲出不可

■重点地区（景観形成地区）規制

重点地区 (景観形成地区)	全ての景観形成地区（共通）			元茨木川緑地景観形成地区	歴史的景観形成地区
	屋上		壁面	色彩規制	色彩規制
	立面割合	面積	面積		
現行	-	-	-	-	-
規制案	-	1版面あたり30㎡	1版面あたり30㎡	版面の地色に使う色彩 色相R、Y R、Y 彩度8以下 その他の色相 彩度6以下	版面の地色に使う色彩 全ての色相 彩度6以下

■その他

- ・工作物利用広告物 ・総量規制を導入（第1種及び第2種地域：1面の1/5以内、第3種地域：1面の1/3）
- ・車体利用広告物 ……車両・車体の窓又はドア等のガラス部分に表示しないなど（近隣自治体の規制内容と整合）
- ・適用除外 ……原則、府条例の内容を継承